

愛媛県海運利用トライアル事業

補助額 最大100万円

新たに県内航路を利用する荷主・物流事業者を支援します！

- 対象者 愛媛県内に工場等を有する荷主・**物流事業者**※(個人事業主除く)
- 対象期間 交付決定日～令和7月2月28日
- 対象事業 次のいずれかに該当する事業(県内各航路・対象事例は裏面)

(1)フェリー航路、RORO船航路、内貿コンテナ航路

- ①申請日以前一年間に輸送実績のない県内各航路を利用
- ②減便・休止した県内航路から他の県内各航路に転換

(2)外貿コンテナ航路(内航フィーダー航路含む)

国内を陸上輸送していた外貿貨物のうち、

- ①県内港の内航フィーダー航路を利用
- ②県外港から県内港に転換して利用

- 補助額 次に掲げる輸送手段及び種別毎に応じた補助単価に補助対象期間の輸送数を乗じて得た額

輸送手段	輸送種別	補助単価(円)
コンテナ	12ftコンテナ	8,000
	20ftコンテナ	14,000
	31ftコンテナ	20,000
	40ftコンテナ	26,000
トラック	全長6m未満	4,000
	全長6～8m未満	8,000
	全長8～12m未満	15,000
トレーラー	-	24,000

※上限額100万円、下限額10万円

- 申請方法 愛媛県ホームページより申請書等をダウンロードの上、郵送又はメールにて提出。
詳細は別途、要項及び要領をご確認ください。



URL <https://www.pref.ehime.jp//page/81229.html>

■その他

- ・予算上限額に達した次第、募集を終了します。
- ・国や自治体、団体等が実施する同一の補助金との重複受給はできません。

○ 補助金の対象となる県内各航路

種別	航路
フェリー航路	東予－大阪
	新居浜－神戸
	松山－呉－広島
	松山－伊保田－柳井
	松山－小倉
	八幡浜－臼杵
	八幡浜－別府
	三崎－佐賀関
RORO船航路	博多⇒松山⇒東京
	三島川之江－宇野－堺泉北－和歌山－千葉
内貿コンテナ航路	那覇－三島川之江－高松－新居浜－那覇
外貿コンテナ航路 (内航フィーダー航路含む)	釜山－釜山新港－広島－今治－松山－水島－福山－釜山
	釜山－広島－三島川之江－松山－釜山
	釜山－今治－水島－福山－松山－広島－釜山
	釜山－釜山新港－徳山－三島川之江－今治－松山－水島－岩国－釜山
	釜山－三島川之江－高松－広島－岩国－細島－釜山
	釜山－高知－徳島小松島－福山－高松－三島川之江－徳山－釜山
	釜山－三島川之江－大阪－水島－三田尻中関－釜山
	釜山－広島－三島川之江－松山－今治－三島川之江－水島－博多－釜山
	那覇－志布志－八代－釜山－松山－大分－細島－志布志－八代－那覇－基隆－台中－高雄－那覇
	上海－大阪－神戸－松山－上海
	上海－三田尻中関－水島－福山－三島川之江－広島－上海
	釜山－福山－徳島小松島－今治－水島－細島－釜山
	神戸－松山－神戸
	神戸－三島川之江－神戸
	神戸－今治－神戸
	神戸－新居浜－神戸

○ 補助対象となる事例

(1) フェリー航路、RORO船航路、内貿コンテナ航路

- ・これまで陸送していた関西や九州向け貨物について、県内フェリー航路を利用。
- ・これまで県外フェリー航路を利用し輸送していた関東向け貨物について、県内RORO船航路の利用に転換。
- ・九州向け貨物は県内フェリーを利用しているが、これまで陸送していた関西向け貨物について県内各航路を利用。
- ・令和6年度減便となったフェリー航路の減便分について、別の県内航路の利用に転換。

(2) 外貿コンテナ航路（内航フィーダー航路含む）

- ・県外港まで陸送して輸出（県外港から輸入して陸送）する貨物について、県内港発着の内航フィーダー航路を利用。
- ・県外港まで陸送して輸出（県外港から輸入して陸送）していた貨物について、県内港からの輸出入に転換

※補助対象外

- ・同一貨物について、現在利用している県内各航路から別の県内各航路へ転換。
- ・新規輸出入について、県内港から外貿航路を利用。